

高田政度の節用集をめぐる

米谷隆史

一 はじめに

近世においては、所収語や分類形式の有用性を認められた辞書が、一系統をなすといえるまでに多くの諸本として刊行されることが珍しくなかった。節用集では、易林本節用集、合類節用集、書言字考節用集、宝曆新選早引節用集などがそのような辞書として想起されるが、これらは、それ自体が新機軸を打ち出した辞書であるというだけでなく、その所収語や形式を受け継ぐ節用集を多く輩出していたという点でも、近世を代表する節用集といえるであろう。一八世紀以降に編纂されたイロハ意義分類体の節用集中、有数の刊行回数を誇る蠹海節用集（以下「蠹海」）も、それらと同様に位置づけるべき一本と見られる。本稿は、「蠹海」を改編して成った節用集が「蠹海」から何を受け継ぎ、何を受け継がなかったのかを確認し、近世中期における節用集発達の一面を明らかにすることを目的とする。

二 対象とする諸本

「蠹海」を主要な編纂資料とする節用集としては、既に、佐藤（一九九〇a）において、宝曆新撰早引節用集の存在が言及されている。また、高梨（一九八八）で、門構成や所収語の配列形式等の点で「蠹海」との共通性が指摘されている節用集諸本も少なくない。本稿では、「蠹海」の系統下にある節用集を確認していく第一段階として、「蠹海」と編纂者を同じくする節用集を調査対象にすることとした。¹⁾「蠹海」の編纂者は、序や刊記の記載から高田政度（清兵衛）とされている。書肆でもあった高田政度が実際に諸書の編纂に携わったのか否かは、実は不明と言わざるを得ない。しかし、編纂者の名前を示すことが少ない近世の節用集にあって、書物中に高田政度の編纂とする記載を有する節用集が「蠹海」以降も少なからず刊行されていることは注目すべきであろう。今回の調査対象を高田政度の編纂とされる節用集に限定するのは、それらが「蠹海」の系統下に位

置する可能性が高いと見られることを勘案しての便宜的な措置ではあるが、同一の編纂者であることを標榜する節用集諸本が形式や内容の上でいかなる幅を有するのかを明らかにすることができるとも意義を認めてのことである。なお、以下では、「高田政度編纂の節用集」を、当該節用集中に高田政度が編纂したとの記載が存する節用集という意味で用いる。

高田政度編纂の節用集の多くは、大阪の有力書肆であった吉文字屋が中心となって開版している。宝暦二年（一七五二）の宝暦新撰早引節用集の刊行以降、節用集の主流は、旧来のイロハ意義分類体の節用集から、イロハ分類の下に仮名数による分類を置く早引形式の節用集に移っていく。佐藤（一九九〇a）によると、吉文字屋は、早引形式の版權を持たなかったことから、一八世紀の後半には多様な引様の節用集を刊行することで早引形式の節用集に対抗しようとしていたとされる。以下に検討する諸本の中にもその一翼を担うべく編纂された節用集が存するのである。

高田政度編纂の節用集諸本を検討する前に、高梨（一九八八）や米谷（二〇〇一）（二〇〇三）等に拠って、「蠡海」の特徴をまとめておく。

・体裁

横三つ切の小本。頭書はなく、付録も年代記等をわずか

に付すのみである。所収語の掲出書体は行草体の一体のみ。半丁の行数は、それまで刊行された節用集の中では最も多い一行である。

・意義分類（門構成）・門内の所収語配列

従来のイロハ意義分類体の節用集では統一が十分でなかった意義分類（門）の呼称・数・順序を、イロハ各部にわたって、言語門から気形門に至る一〇門に整理統一しようとしている。また、言語門においては漢字一字の語を冒頭に配列する。

・仮名遣・その他

当時の多くの節用集と同様、イ部とキ部・エ部とエ部・ヲ部とオ部をそれぞれ一括する四四部立であるが、エ部とエ部を、多くの節用集とは逆にエ部（奥のゑ）に一括する点は注目される。これは、付訓の語頭において「ゑ」「え」・「お」を使用せず、全て「い」・「ゑ」・「を」を用いることとも関係するのである。また、「凡例」に「本邦ノ假名遣イイカクニ正格アリトイヘソノキラジ其急時ニ至テハイタク扱ニエラム隙ナシ故ニイトマ其ミヤスキ門ニ探カレガエハ」と記す通り、語頭にオ列長音を有する語を、本来の開合に関わらず、オ列の仮名の部に一括して掲出する傾向が強い。例えば、旧来の節用集がハ部に掲出する「坊主」を「蠡海」はホ部に掲出している。このような処置はタ・ナ・ハ・マ・ヤ行に限られるが、半濁点とし

ての圈点を頻用することも含め、全体に旧来の節用集よりも表音的な仮名遣に拠っていると見える。

以上の特徴は、「蠡海」が字引としての用途を強く意識して編纂された節用集であることを物語る。高田政度編纂の節用集はこれらの特徴をどのように受け継いでいるのだろうか。

次の年表は、佐藤（一九九六a）を参考にして、高田政度編纂の節用集を刊行年順にまとめたものである。書名は内題に拠っている。なお、初印本中に高田政度の名前が示されていれば、改修によってその部分が削除されていても年表には示した。○印は高田政度の編纂とする記載が書中に存するもの、*印は未見のもの、〈〉内は割書、下段の（ ）内は本稿における略称である。

延享元年 (一七四四) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
寛延三年 (一七五〇) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
寛延四年 (一七五二) ○字典節用集 (「字典」)
宝暦四年 (一七五四) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
宝暦六年 (一七五六) ○大節用文字宝鑑 (「大節」)
宝暦六年 (一七五六) ○文会節用集大成 (「文会」)
宝暦八年 (一七五八) ○袖中節用集 (「袖中A」)
宝暦九年 (一七五九) ○新撰部分節用集 (「部分」)

宝暦一二年 (一七六一) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
明和五年 (一七六八) 百川学海錦字選 (「百川」)
明和六年 (一七六九) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
明和六年 (一七六九) *新撰正字通 (「正字」)
安永九年 (一七八〇) ○新撰正字通 (「正字」)
天明六年 (一七八六) ○字典節用集 (「字典」)
天明九年 (一七八九) ○袖中節用集 (「袖中B」)
寛政二年 (一七九〇) ○新撰正字通 (「正字」)
寛政三年 (一七九一) ○字典節用集 (「字典」)
寛政五年 (一七九三) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
寛政八年 (一七九六) ○字典節用集 (「字典」)
文化一四年 (一八一七) ○字典節用集 (「字典」)
文政二年 (一八一九) ○文会節用集大成 (「文会」)
文政五年 (一八二二) ○新撰正字通 (「正字」)
文政五年 (一八二二) ○五車拔錦 (「五車」)
文政五年 (一八二二) ○字典節用集 (「字典」)
文政五年 (一八二二) ○字典節用集 (「字典」)
天保九年 (一八三八) ○字典節用集 (「字典」)
文久二年 (一八六二) ○蠡海節用集 (「蠡海」)
元治元年 (一八六四) ○字典節用集 (「字典」)
明治一一年 (一八七八) ○漢語増補 数引節用集 (「数引A」)
明治一三年 (一八八〇) ○〈以呂波引〉 数引節用集

(「数引B」)

以上のように、合計で二九本が確認される。ただし、これらの中には高田政度編纂の節用集として一括するには、やや問題のあるものが存する。明治期になって刊行された早引形式の二本である。

「数引A」は真草二行で、刊記に「天保十五年 初刻／明治三年 再刻／(中略)／同十一年七月 出版／編輯者故人大阪平民 高田政度 / 増補人 大阪府平民 小西長一郎／(中略)／出版人 同平民 豊田宇左工門」との記載がある。この記載から知られる通り、「数引A」の辞書本文は行詰や字配りまで明治三年刊行の〈懷宝〉数引節用集に拠っている。また、「数引B」は、行草体一体で、刊記に「安政三年 初刻／明治三年七月 再刻／(中略)／同十三年二月 三刻／編輯人 故人大阪府平民 高田政度／出版人 同府平民 豊田宇左衛門」、題箋に「高田政度編輯」の記載を有する。辞書本文は、語順の相違が存するものの、刊記の記載通り安政三年刊行の懷宝早引節用集に拠っているようである。³⁾

書肆としての高田清兵衛は早引形式の版權を持っていなかった。また、「数引A」や「数引B」が依拠した節用集が編纂された幕末期に高田政度が存命であったとは考えられ

ない。したがって、高田政度はこの両本の編纂に携わっていないだけでなく、書肆が高田政度を編纂者として示すことの意義もその他の二七本の節用集とは異なっていたと考えられる。明治期になって高田政度の名前が再び編纂者として現れてくるという事実は、大阪の辞書出版界における高田政度の位置を見極める上では興味深い事例といえるであろう。とはいえ、そのような問題を含めて論ずることは本稿の目的から外れる面も多いため、「数引A」「数引B」に関する検討は別の機会に譲り、以下では、残りの二七本に関する検討を行うことにする。

三 諸本の概要と系統関係

「数引A」「数引B」を除いた二七本の節用集は、辞書本文によって分類すると、七群にまとめられる。以下では、この七群について、先に確認した「蠡海」の特徴をもとに比較を行う。ただし、七群相互の対照からだけでは、当時の一般的な節用集との類似関係が計りたいことから、『国書総目録』が高田政度の著作とする明和七年(一七七〇)刊行の文翰節用通宝蔵(以下「文翰」)を比較の対象に加える。「文翰」は、刊行書肆に高田清兵衛の名前が見られるものの、その辞書本文は、宝永頃刊行の大海節用和国宝蔵の系統のものをそのまま流用しているので、付録部分以外は

高田政度の編纂とは考えられない。また、大海節用和国宝蔵の辞書本文を流用する節用集は一八世紀前半だけでも一〇本の刊行が確認される。したがって、刊行書肆に名を連ねる高田政度が確実に参照することができた節用集として、また、一八世紀中葉までに流布していた一般的な節用集の代表として、「文翰」を七群との比較対象とすることは無意味ではないと考える。

表イは、先に確認した「蠹海」の特徴から、大きさ・見出し語の掲出書体・行数・門構成・言語門における漢字一字語の位置・エ部とエ部の所収語の掲出部・語頭における「る」の使用・語頭におけるハ行開合の処理・半濁点としての圈点の使用、の九点について、「文翰」と節用集各群の相違をまとめたものである。なお、これらの諸点については、高梨（一九八八）（二九九〇）が、高田政度の節用集の特徴として、言語門を各部の冒頭に置くこと、言語門において漢字一字の語を冒頭に掲げることなどを既に述べている。

また、図ロには、ホ部の所収語の出入りから想定される「蠹海」と各群との系統関係を示した。ホ部を対象としたのは、語頭における開合の扱いが「蠹海」と同じか否かで、所収語の一致数に明確な違いが現れると予想されるからである。各書名の下には、各々の節用集のホ部の所収語数と「蠹海」の所収語との一致語数を示し、具体的な語の出入

りの例を、所収語が多い言語門と、意義分類上の揺れが少ない草木門によって示している。以下、この図表を参照しつつ、各群の特徴をまとめていくことにしよう。

○「蠹海」群（「蠹海」全て）

延享元年から文久二年まで七回の刊行が確認される。いずれの刊年のものにも所収語の出入りや付訓の異同は確認できない。刊記を改修するのみの後印本は見られず、七回とも新たに版を起こしての刊行である。延享元年本以下、諸本全ての刊記に「高田（氏）政度撰」の記載があり、「序」でも「書林高田氏」の編纂であると述べられている。

「文翰」との所収語の違いを確認しておく、「文翰」の所収語中、「蠹海」でホ部に収められる可能性のある語は、ホ部所収語の二四二語と八部所収語のうちで語頭がホウと発音される五七語との合計で、二八九語である。「蠹海」のホ部の所収語数二八四語とほぼ同数であるが、うち、「蠹海」と一致するのは、「文翰」のホ部の所収語で一五八語、八部の所収語で三〇語の、合計一八八語であり、全体の三分の二程度にとどまる。「蠹海」が形式的な面だけではなく、所収語の上でも当時の一般的な節用集とは異なることが知られる。ホ部の場合、「文翰」のような辞書本文が参照されていたと仮定した場合、一致しない九六語をどのような節用

	文翰	蠡海	字典	大節	文会	袖中	正字	五車
大きさ	美濃版	横三つ切	横三つ切	横三つ切	美濃版	横三つ切	横三つ切	折本
書体	真草二体	行草一体	真草二体	行草一体	真草二体	真草二体	真草二体	行草一体
行数	7	11	7	8	6	7	7	
門 構 成	乾坤	言語	言語	言語	乾坤	乾坤	乾坤	乾坤
	時候	時候	時候	乾坤	時候	時候	時候	時候
	神祇	乾坤	乾坤	歳時	言語	官位	官位	官位
	官位	器財	器財	官位	官位	人倫	人倫	人倫
	人倫	官位	官位	神祇	官位	支体	支体	支体
	名字	人倫	人倫	神社仏閣	支体	衣食	衣食	器財
	衣食	支体	支体	名所旧跡	衣食	気形	気形	衣食
	支体	衣食	衣食	仏家	器財	草木	草木	草木
	気形	草木	草木	人倫	草木	器財	器財	気形
	草木	気形	気形	人物	気形	言語	言語	言語
	器財			家業				
	数量			肢体				
	言語			以下略				
13門	10門	10門	49門	7門	10門	10門	10門	
一字語	末尾	冒頭	冒頭	冒頭	冒頭	冒頭	冒頭	
エ・エ	エ部	エ部	エ部	エ部	エ部	エ部	エ部	
語頭の「の(キ)」	○	●	●	●	●	×	×	●
	●:不使用 ○:一音節語基と撥音を伴う字音語基で使用 ×:一音節語基と字音語基で使用							
語頭ハ・ハの所属	×	●	●	●	●	○	○	●
	●:ホ部に掲出 ○:ハ・ホ両部に掲出し、いずれの部においても正用とする訓を付す ×:ハ・ホ部のいずれか一方に掲出							
半濁点	不使用	頻用	頻用	頻用	頻用	頻用	頻用	頻用

表イ

集から引用してきたかが問題となる。管見の節用集ではその九六語を一本で最も多く収めるのは書言字考節用集で、八〇語余りを網羅している。残りの語も、合類節用集やイロハ韻諸本までを参照すれば、ほとんどを網羅することができるようである。「蠡海」の編纂資料の解明は現在のところ十分に進んでいないが、節用集を含めた複数の書物が参照されたものと考えられる。したがって、「蠡海」と所収語が高い割合で一致する節用集は、「蠡海」の所収語を継承するものと考えてよさそうである。

○「字典」群（「字典」全て）

寛延四年から元治元年まで八回の刊行が確認される。諸本間で所収語の出入りや付訓の異同は確認できない。なお、文政五年本は文化一四年本の後印であるが、それ以外は版を新たにしようである。寛延四年本の刊記に「高田氏政度撰」の記載があり、寛政八年本、天保九年本、元治元年本の刊記にも「高田政度撰」とある他、「序」にも「高田氏」の編纂であると記されている。

「字典」は、横三つ切の小本。表イに見る通り、大きさから門構成、仮名遣まで「蠡海」の特徴をほぼそのまま受け継ぎ、所収語もそのほとんどを「蠡海」に拠っている。大きな相違点は、「文翰」と同様に真草二体であることと、

図ロ I 当該群の所収語中、「蠡海」未所収の語（増補語）
 II 「蠡海」の所収語中、当該群未所収の語（削除語）

「書名
 一致語数
 所収語数

「蠡海
 284
 284

II		I		言語	「袖中」 277 345	草木
欲 尻 暮露々々 発願	髮髻 本義 本方 凡心	無程 本式 本心 法論	著法 發駕 發熱 法流			
無	神馬藻	仏耳艸	樟 楢 菩提樹			

II		I		言語	「大節」 243 331	草木
法案 梵唄 法華宗 法体	梵唄 放火 發言 本領	發屈理 勃々 煩冠	芳旨 本望 暮露々々 發路泣			
		帶	防己			

II		I		言語	「字典」 272 276	草木
發路泣 發屈理	煩熱 暮露々々 謀略	無	無			
		酸醬	酸醬			

II		I		言語	「正字」 274 366	草木
欲 尻 暮露々々 發路泣	發語 法例 風聞 （重出）	保補 髮髻 本義 本方 凡心	無程 本式 本心 法論			
無	防己	神馬藻	樟 楢 菩提樹			

II		I		言語	「五車」 215 223	草木
發屈理 本願 本領 本尊 法語 法案 暴威	謀略 梵唄 報答 芳情 芳惠 芳意 房事 發願 發言 發路泣	大小 無本意 這々 躰 暮露々々 茫々 忘却 飽滿 飽食	略 粗修 拈掘 浮液 乾嗉 吼進			
		帶	無			

II		I		言語	「文会」 266 290	草木
發言 暴威	滅 拈 耿 欲 勃々	發路泣 發屈理	方寸 煩熱 暮露々々 謀略			
		酸醬	酸醬 菩提樹 神馬藻			

・系統関係を明確にするため語順は適宜変更している
 ・「大節」の一致語数は別の名前の門に収められる語を含む。

それに伴って半丁当たりの行数を削減していることだけである。したがって、「字典」は、「蠹海」の形式と所収語をほぼそのままに踏襲し、唯一、書体掲出の面で当時の一般的な節用集の形式を援用した節用集といえるであろう。

○「文会」群（「文会」・「百川」）

「文会」と「百川」の両書は、付録や内題は異なるが、辞書本文は同一の版であるため、「百川」は「文会」の改題本と称すべきものである。したがって、「文会」として宝暦六年に刊行した後、明和五年に「百川」と改題のうえ再印し、文政二年に内題を旧に復して再印したことになる。なお、「文会」の刊記には「高田氏政度選」の記載を有するが、「百川」には見られない。

「文会」は美濃版、真草二体で毎半丁六行、頭書を有する一般的な大本節用集の体裁を採る。「乾坤時候」「言語」から「氣形」に至る七門構成であるが、表イに示した門名から知られる通り、本来は「蠹海」のような一〇門構成であったものを改編したことが明らかである。言語門では「煩熱」「暮露々々」等、「字典」編纂の段階で削除された五語を収めていないこと、草木門では「蠹海」の「酸漿」を「字典」と同様に「酸醬」とすることから、直接には「字典」を改編した節用集と考えられる。ホ部では言語門にお

いて一二語を削除しているにもかかわらず、全体としては「蠹海」よりも所収語数が多い。これは、草木門をはじめとする名彙を収める門を増補しているためである。大本の節用集として刊行するにあたって、字引的な部分よりも、百科辞書的な部分をより重視した結果と見られる。「乾坤時候」門が巻頭に位置することも、「文翰」に近い。したがって、「文会」は、「字典」を、一般的な大本の節用集の体裁に近づけた節用集といえるであろう。

○「大節」群（「大節」・「部分」）

両書は、内題は異なるが、同一の版を使用しているため、「部分」は「大節」の改題本と称すべきものである。内題以外にもイロハ分類の表示に関わる部分に改修箇所が見られるが、所収語は同一といつてよい。両書とも刊記に「高田政度撰」の記載を有し、「序」にも「高田政度」の編纂であると記されている。

「大節」は横三つ切の小本、行草一体で毎半丁八行。表イからは知られないが、意義分類の下にイロハ分類を置く合類形式の節用集である。意義分類は四九門⁶⁾で、言語門以外の名彙に関する門の細分化が著しい。「蠹海」と相違する門名が多く、薬種門の「芒硝」のように、「蠹海」には収めべき門が存しないような特殊な語も見られる。「蠹海」の

所収語の継承数は六群の中では少ないほうであるが、それでも八割を優に超える。言語門の位置や仮名遣の方針も一致していることから、「大節」も「蠡海」を改編して編纂した節用集と考えられる。

合類形式の節用集としてみると、延宝八年（一六八〇）の合類節用集が二四門、享保二年（一七一七）の書言字考節用集が一三門であることから、「大節」の門数の多さは特筆される。門の細分化は検索上の効率よりも教科書的に類語を通覧するような参照の仕方に益する面が大きい。行草一体ながら、半丁の行数を減らして所収語を大きな字で掲出していることなどからみても、「大節」は「蠡海」の所収語を受け継ぐ一方で、字尽的な辞書として増補改編を行った節用集といえる。

○「袖中A」群（「袖中A」のみ）

刊記に「高田政度撰」の記載を有し、「序」にも「高田氏」の編纂であることが述べられている。凡例で、仮名遣を改訂したことや、俳諧の式を参考にして季語となる語には四隅に付した▲の位置によって春夏秋冬を示したこと、見出し語の上の●印の有無によって平仄を示すこと、大規模な増補を行ったことなどを述べる。

横三つ切の小本で、真草二体（二部行草の一体のみ）。半

丁の行数は「字典」と同じく七行である。門構成は「乾坤」から「言語」に至る一〇門。数と名称は「蠡海」と同じであるが、順序は「文幹」に近い。

図口から知られる通り、「蠡海」の所収語のほとんどを受け継ぐ一方、多くの増補を加えている。増補語は、書言字考節用集や「文翰」等の所収語とも部分的に一致するが、最もよく一致するのは、宝暦六年刊行の宝暦節用字海蔵（以下「宝暦節用」）である。言語門では「法」を除く一四語を、草木門では六語全てを確認でき、ホ部全体でも「蠡海」に対する増補語六八語の内、六三語が「宝暦節用」によって網羅される。「宝暦節用」と「袖中A」の出版書肆には、共に鳥飼（吉文字屋）市兵衛の名が見られ、また、前者の跋文に「絢藻齋 挾庭編書」と記される「絢藻齋」の名前は、「袖中A」の刊記にも「絢藻齋書」として見られる。したがって、「袖中A」は、絢藻齋なる人物の編著である「宝暦節用」の影響を受けていると推定する根拠は十分に存するといえる。

「袖中A」は、それまでの節用集には見られなかった所収語掲出の方針を打ち出している。凡例に「此書ニハ唐道ノ類総テと、たノ両部ニ出又光ノ字ノ如キハ、か、く、この三門ニ出シテ譬ヘバ部門ニ拘ラズかこの部ニテモくはウト記ス是字ヲ擇ニ齟齬スル」ナク然モ假名ノ正字ヲ知シメ

ンガ為ナリ」と述べるように、仮名遣に問題が存する語を複数の部に掲出し、かつ、掲出したいずれの部においても正用の仮名遣で付訓を施すとするのである。この方針と、「蠹海」の「其ミヤスキ門ニ採」という方針との関係を確認しておこう。「袖中A」の「光」を頭字とする所収語と、それらの語の「蠹海」と「宝曆節用」での掲出状況は次の通りである。

- カ部 光臨 — 明 (言語) 以上「宝曆節用」
ク部 光陰 (時候) 光明 光臨 — 駕 (言語) 以上「蠹海」
コ部 光陰 (時候) 光明朱 (器財) 光臨 — 駕 以上「蠹海」
光明 光陰如矢 (言語) 以上「袖中A」
コ部 光臨 光駕 光明 光陰如矢 (言語) 以上「宝曆節用」
ク部 光陰 (時候) 光明朱 (器財) 光臨 — 駕 以上「蠹海」
光明 (言語) 以上「宝曆節用」

いずれの部においても「光」の字音仮名遣を「くはう」とする点は凡例の通りと言える。ただし、実際の掲載状況は、いずれの語をも、カ、ク、コの三部に掲出するのではなく、まず表音的な仮名遣に拠ってコ部に全ての語を掲出し、頻用されると見られる語を、「宝曆節用」のような仮名遣に拠

ってク部に、また、さらにその一部をカ部にも配したものと解釈できる。一方、表音的な仮名遣に拠る掲出を優先していない場合もみられる。「放」を頭字とする語の掲載状況を同様に示すと次の通りである。

- ハ部 放生会 (時候) 放下師 (人倫) 放屁 (支体) 放埒 放逸 (言語) 以上「宝曆節用」
ホ部 放生会 (時候) 放埒 放火 放下 (言語) 以上「袖中A」
ホ部 放火 放埒 放下 (言語) 放生会 (時候) 以上「蠹海」
ハ部 放生会 (乾坤) 放下師 (人倫) 放屁 (支体) 放埒 放逸 (言語) 以上「宝曆節用」
ホ部 放生会 (時候) 以上「宝曆節用」

この場合は、ハ部には「宝曆節用」の所収語を、ホ部には「蠹海」の所収語をそのままに掲出したものといえる。いずれにしても、紙幅の関係もあってか、凡例の記載通り、検索されうる全ての部に所収語を重出させているというわけではないようである。

「袖中A」における所収語掲出上の改編は、上述のように不統一が残るものであったが、この改編は、「蠹海」が行っていた表音的な仮名遣に拠る所収語掲出を進める面もあ

った。先に述べたように、「蠡海」では、語頭に才列長音を有する語を才列の仮名に一括して掲載するのはタ・ナ・ハ・マ・ヤ行だけであつたため、例えば「老」や「勞」を頭字とする語は旧来の節用集と同様にラ部に掲出されていた。しかし、「袖中A」では口部とラ部の両部に掲出されるようになってゐる。表音的に検索できる所収語の範囲は、確実に広がつてゐるのである。

なお、先に挙げた「光」や「放」を頭字とする語の場合「宝曆節用」の仮名遣と「袖中A」の仮名遣がよく一致してゐたが、語頭の「ゐ」の使用については必ずしもそうとは言えない。「宝曆節用」や「文翰」は、「胃」や「射場」及び「院」のように、一音節の語基か撥音を伴う字音語基の場合に、稀に「ゐ」を使用するだけであるのに対し、「袖中A」は、それらの語基の場合にほとんど「ゐ」を使用するだけでなく、字音語基全般で「逸散」のように「ゐ」を使用する例が多いのである。このような「ゐ」の使用は、貝原益軒の和字解が「一説、はぬる音にゐの字を書。院隱印などの類なりといへり。されどそれにかぎらず、音の上は皆ゐの字を書べし」とする方針に近いが、他の仮名遣では和字解と一致しないところも見られるため、「袖中A」における「假名ノ正字」がいかなる基準に拠つてゐるのかはおお検討の余地を残す。

以上のことから、「袖中A」は、「蠡海」に多くの所収語を増補し、季語や平仄に関する情報を付加する一方で、辞書としての規範性を高める方向に改編を行つた節用集といえる。

○「正字」群（「正字」・「袖中B」）

未見のものも存するが、安永九年の「正字」と、天明九年の「袖中B」、寛政二年の「正字」は同一の所収語を有し、字配りまで同一である。安永九年本と天明九年本は同版で、内題を異にするのみである。また、寛政二年の「正字」は、やや小ぶりに改版されており、版心の位置がやや左に寄つて丁付が見やすくなつてゐる。

高梨（一九八八）が述べるように、「正字」は、「袖中A」と同様の序と凡例を有し、季語や平仄への配慮を含め、「袖中A」と同じ体裁を採る。所収語も、囟口に見る通り、直接には「袖中A」に拠るものと見られる。「保補甫歩簾暮」のような一字語の増補が特徴的であるが、確たる増補資料を特定するには至っていない。また、仮名遣は「袖中A」の「謀計」を「謀計」と訂正するような例も散見されるが、概ね「袖中A」に近いものといえる。

以上のことから、「正字」は「袖中A」の形式と所収語を踏襲し、若干の増補改訂を行つた節用集といえる。

○「五車」群（「五車」のみ）

表紙の外題下に「高田政度選」の記載がある。なお、刊記の「文政五年」の部分は書体が周囲と異なることから、さらに早い刊年のものがあつた可能性が存する。

折本で、行草一体。高田政度編纂の節用集の中では唯一、付訓が片仮名である。「乾坤」から「言語」に至る一〇門構成であり、順序は「文翰」に近いが、「蠡海」の一〇門構成を踏襲している。その他の特徴も「蠡海」と同様である。所収語は、「蠡海」の所収語を抄出した上で若干の増補を行ったものである。門の順序を一般的な節用集に近づけるとともに、「蠡海」をさらに小型化した節用集といえる。

四 まとめ

以上、高田政度編纂の節用集について検討を行ってきた。当初の予想通り、「蠡海」以降に刊行された六群はいずれも「蠡海」を直接、あるいは間接に改編したものであった。「蠡海」にはじまる節用集の一系統について、その広がり的一端を確認することができたといえよう。

個々の節用集が行った改編については繰り替えさないが、真草二体の採用や、乾坤門の各部冒頭への移動、仮名遣の修訂など、「文翰」に代表される当時の一般的な節用集への回帰とも見られる改編が目立つことは注目すべきである。

字引的な役割に特化して編纂された「蠡海」が広く受け入れられたことで、各々に旧来の節用集との折衷を図った後続の六群が考案されるに至ったというのであろう。一方で、「蠡海」と同じ体裁と形式のまままで所収語を増補する節用集が最後まで編纂されなかったこと、高田政度編纂の節用集の中に、吉文字屋が盛んに刊行していた清濁引撥によつて所収語を分類する節用集が見られないことは興味深い。

易林本節用集の刊行以来、次代の節用集に受け継がれるような大規模な改編は、まず美濃版の節用集で試みられ、その定着後に、小本の節用集でも行われるようになるという順序が一般的であった。しかし、表音的な仮名遣に拠る所収語掲出や半濁点の頻用等の改編はそれとは逆に、小本で行草一体の「蠡海」ではじめて行われ、その後、小本で真草二体の「字典」や「袖中A」、「正字」に、あるいは大本で真草二体の「文会」へと採用されていった。「蠡海」を改編した六群の節用集が旧来の節用集の体裁を取り入れたことは、視点を変えるならば、一般的な体裁を持つ節用集が「蠡海」の特徴を採用したということになる。字引的な節用集の特徴が一般化していく流れの一端をここに窺うことができるのである。

注

(1) 高田政度編纂の節用集については、既に高梨(一九八八)が、各節用集の序や凡例を紹介し、概説を加えている。

(2) ただし、書名に「漢語増補」と記す通り、明治三年刊本において「揖斐^{いび}・医師^{いし}・伊木^{いぎ}(名字)」とする、「い二」の末尾三語を、「遺事^{いじ}・医師^{いし}・位置^{いち}」と改訂するように、改行位置の変更を伴わない範囲内で見出語を変更する事例は見られる。また、刊記の記載通り、明治三年刊本は、天保一五年刊行の「懷宝」索引節用集に依拠している。明治三年刊本には編纂者に関する記載は見られないが、『享保以後大阪出版書籍目録』によると、開版願の上ではこの本の作者も高田政度とされている。なお、これらの早引節用集の版權上の問題点については、佐藤(一九九八)を参照のこと。

(3) 明治三年の再刻本は管見に入っていないが、『享保以後大阪出版書籍目録』によると、開版願の上ではこちらの明治三年刊本の作者も高田政度とされている。

(4) 亀田文庫蔵の大海節用和国宝蔵は最終丁に元禄六年(一六九三)の刊記を有するが、年代記の記載は宝永七年(一七一〇)まで下る。また、この最終丁は、全体が元禄六年刊行の大広益節用集(玉川大学蔵)の最終丁と同様の体裁である。複写による比較では両者が同版であるとは確定できないが、亀田文庫には大海節用和国宝蔵と共に、巻末を逸する大広益節用集が所蔵されており、両書とも高橋正意の旧蔵書であることから、補修などの際に誤って大海節用和国宝蔵に大広益節用集の最終丁が補われた可能性も否定できない。元禄年間

には大海節用和国宝蔵の辞書本文を継承する節用集が管見に入らないこと、高梨(一九九七)が述べるように、大海節用和国宝蔵の辞書本文は元禄期後半に流布した節用集諸本よりも新しいと見られることをも勘案すると、現段階では、この節用集を宝永頃の刊行としておくのが妥当であると考える。ただし、亀田文庫本以外の大海節用和国宝蔵を元禄六年の刊行として引用している論考もあるので、諸本を博搜する必要性はなお存する。

(5) 書言字考節用集のホ部とハ部の所収語に拠ると、「蠹海」のホ部の所収語のうち二三〇語程度を網羅することができる。この数は、「蠹海」以前の節用集では最も多い。

(6) イロハ分類が施されている門のみの数である。

(7) イロハ分類を行っていない意義分類型の辞書では、六四門に分割する正徳六年(一七一六)の童子字尽安見など、門数の細分化が進んだものがある。

(8) 高梨(一九八八)は「袖中A」について、『宝暦節用字海蔵』(宝暦六年刊)と同じく漢字の字数や語としての必要度によって項目を分類している」として、両書の類似性に言及している。なお、「宝暦節用」の編纂には蠹海が参照された可能性が高いとみられるが、このことは別に考察の機会を持ちたい。

(9) 宝暦一〇年刊行の増字百倍早引節用集の所収語掲出方針も「袖中A」に通ずるところがある。

(10) このような改修については佐藤(一九九六b)に言及がある。

(11) 「蠡海」から宝曆新撰早引節用集、増字百倍早引節用集、大全早引節用集への流れも同様に考えられる面がある。佐藤(一九九〇b)参照。

参考文献

- 佐藤貴裕(一九九〇a)「近世後期節用集における引様の多様化について」『国語学』一六〇
- 佐藤貴裕(一九九〇b)「早引節用集の流布について」『国語学叢史の研究』一
- 佐藤貴裕(一九九四)「早引節用集の位置づけをめぐる諸問題」『岐阜大学国語国文学』二二
- 佐藤貴裕(一九九六a)「近世節用集書名変遷考——資料篇・付言——」『岐阜大学教育学部研究報告人文科学』四四—二
- 佐藤貴裕(一九九六b)「近世節用集の記述研究への視点——形式的特徴をめぐって——」『国語学叢史の研究』一五
- 佐藤貴裕(一九九八)「近世節用集版權問題通覧——嘉永・明治初年間——」『岐阜大学教育学部研究報告人文科学』四七—二
- 斯道文庫(一九六二)「科学」四七—二
- 高梨信博(一九八八)「近世節用集の序・跋・凡例(二)」『国語学研究と資料』一四
- 高梨信博(一九九〇)「近世節用集の序・跋・凡例(四)」『国語学研究と資料』一四

高梨信博(一九九四)「早引節用集の成立」『国文学研究』一一三

高梨信博(一九九七)「近世節用集の一展開——四十七部系から四十五・四十四部系へ——」『国文学研究』一一三

山田忠雄(一九六二)『開版節用集分類目録』

米谷隆史(一九九七)「元禄期の節用集について」『語文』六九

米谷隆史(二〇〇二)「蠡海節用集の形式的特徴をめぐって」『語文』七五・七六合併輯

米谷隆史(二〇〇三)「近世中期節用集の意義分類をめぐって」『国語学叢史の研究』二二

本稿で参照した資料は以下のものを除いて拙蔵本に拠った。

大海節用和国宝蔵・大節用文字宝鑑・天明六年刊字典節用集・

文政五年刊新撰正字通

(国会図書館蔵亀田文庫本のマイクロフィルム複写による)

新撰部分節用集・明和五年刊蠡海節用集(佐藤貴裕氏蔵本による)

五車抜錦(金沢市立図書館蔵本の複写による)

和字解(益軒全集所収本文による)